

開示請求手数料

| 開示請求の方法 | 開示請求手数料 | 納付方法 |
|---------|-------------------|-----------|
| 書面による場合 | 行政文書1件につき 300円 | 収入印紙による納付 |

開示実施手数料

開示の実施を受けるには、開示決定通知書に記載された開示実施手数料の納付が必要となります。開示実施手数料の納付方法は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」に手数料の額の収入印紙を貼って納付してください。

| | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料 |
|----------------|-------------------------|-------------------------------------|
| 文書 又は 図面 | 閲覧 | 100枚までごとにつき100円 |
| | 複写機により白黒で複写したものの交付 | 用紙1枚につき10円 (A2判は40円 A1判は80円) |
| | 複写機によりカラーで複写したものの交付 | 用紙1枚につき20円 (A2判は140円 A1判は180円) |
| | スキャナで読み取りFDに複写したものの交付 | FD1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額 |
| | スキャナで読み取りCD-Rに複写したものの交付 | CD-R1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額 |
| 電磁的 記録 | 用紙に出力したものの閲覧 | 用紙100枚までごとにつき200円 |
| | 用紙に白黒で出力したものの交付 | 用紙1枚につき10円 |
| | 用紙にカラーで出力したものの交付 | 用紙1枚につき20円 |
| | FDに複写したものの交付 | FD1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| | CD-Rに複写したものの交付 | CD-R1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額 |

計算した額が、開示請求の際に納付された開示請求手数料に達するまでは無料、超えるときは当該手数料の額を減じた額が、開示実施手数料の額です。
(送付を希望される場合は、別に郵便切手が必要です。)